

横手市国民保護計画に係る
避難実施要領パターン

令和6年3月作成

横 手 市

避難実施要領

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的余裕は全くなく、速やかに住民の避難誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や誘導の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、避難誘導に至るまでかなりの時間を要することになる。そこで、国民保護に関する基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくよう努めるものとされている。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、横手市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

《目次》

避難実施要領パターン

パターン1から4 武力攻撃事態

パターン1	着上陸侵攻からの避難	1
パターン2 - ①	弾道ミサイル攻撃からの避難（通常弾頭の場合）	4
パターン2 - ②	弾道ミサイル攻撃からの避難（NBC兵器の弾頭の場合）	6
パターン3	ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難	9
パターン4 - ①	航空攻撃からの避難（兆候を事前に察知できる場合）	12
パターン4 - ②	航空攻撃からの避難（兆候を事前に察知できない場合）	15

パターン5から8 緊急対処事態

パターン5 - ①	可燃性ガス貯蔵施設等への攻撃からの避難	18
パターン5 - ②	ダムの破壊からの避難	21
パターン6	集客施設への攻撃からの避難	24
パターン7	生物剤、化学剤による攻撃からの避難	27
パターン8	交通機関（航空機等）による自爆テロからの避難	30

避難誘導における留意点	33
-------------	----

【パターン1 着上陸侵攻からの避難】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">域外避難</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇方面
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	<p>日本海から上陸した外国籍の軍隊が〇〇県に上陸、自衛隊との攻防の末、人数を減らしながらも東北方面に進行している。新潟県又は山形県を經由し、秋田県及び当市に到達する可能性があるため、避難を要する。</p> <p>現時点での人的、物的被害なし。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>全国的な対応が必要なため、国及び秋田県の指示に従う。</p> <p>避難が必要になった際にすぐに避難を開始できるよう全市民に避難準備を呼びかける。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	<p>市で指定した駅又は施設へは徒歩で移動する。その後の交通手段等の避難方法については、市で指示する。</p> <p>徒歩での移動が困難な要配慮者については、自家用車での避難を認めることとする。</p> <p>夜間や悪天時など避難に危険が伴う状況の場合、地域の地区交流センター等に一時待機する。</p> <p>市対策本部は、避難住民の誘導に関し、横手警察署及び</p>

5 職員の配置方法	
配置場所	各避難所等 ○○小学校△△中学校□□センター
所属・人数	_____部（局） _____課・室 _____名
	_____部（局） _____課・室 _____名
県対策本部	_____部（局） _____課・室 _____名
現地調整所	_____部（局） _____課・室 _____名
6 残留者の確認方法	
確認者	・市職員 : _____ ・消防職員 : _____
時期	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分
確認場所	各戸
方法	戸別訪問を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。その際、玄関扉に確認済みがわかるようマークする。 要配慮者、特に難聴者を確認する場合は地域の支援者の協力を得て実施する。
措置	残留者に対し避難するよう求める
終了予定時刻	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分
7 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	_____部（局） _____課・室
	_____部（局） _____課・室
	_____部（局） _____課・室
8 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護	電話：対策本部 0182-36-0261
緊急対処事態対策本部	FAX：対策本部 0182-36-0261

【パターン2-① 弾道ミサイル攻撃からの避難（通常弾頭の場合）】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">屋内避難（弾道ミサイル・通常弾頭）</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	東北地方全域
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	<p>市対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめミサイル情報と危険性の周知を実施した。</p> <p>現時点での人的、物的被害なし。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難できるよう対応を周知徹底する。</p> <p>その際、住民に対し国からの J アラート放送、テレビ、ラジオ、エリアメール、インターネット等からの情報収集を呼びかける。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域（東北地方全域）
避難先と避難誘導の方針	<p>避難先は最寄りの堅牢な建物とするが、移動の手段又は時間的余裕がない場合は、自宅にとどまり窓から離れた場所とする。</p> <p>初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も発射のつど、国による警報が発令されることから、避難については初弾と同様に市民に伝達する。</p>
避難開始日時	警報発令時

避難完了予定日時	警報発令から_____時間後
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	市消防本部、横手警察署は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図る。
連絡調整先	市国民保護計画参照
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 弾道ミサイルの着弾地域の予想は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。</p> <p>(2) ミサイル着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防、警察へ通報するよう住民に周知する。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内・車内にいる場合	
<p>(1) 屋内にいる場合に直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 近くに今いる建物より堅牢な建物ある場合は、より堅牢な建物へ避難する。</p> <p>(3) 電車内にいる場合は、車内放送等で情報収集にあたりるとともに乗務員の指示に従う。</p> <p>(4) 自動車運転中の場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がない場合は電柱などの不安定な構造物を避けて、左側に停車する。むやみに車外へ出ないようにする。やむを得ず車を乗り捨てる場合は、キーを付けたままドアロックせず放置する。</p> <p>(5) 安全が確保されるまでむやみに建物の外に出ない。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 外出先においては、可能な限り、屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。</p> <p>(2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守って伏せること。</p> <p>(3) 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p> <p>(4) 時間に余裕がある場合は、穴を掘って簡易シェルターとする。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>(2) 警報が発令された場合は、Jアラート、エリアメール、及び防災ラジオからの緊急割込み放送により、住民に警報の発令を周知する。</p>
避難実施要領の伝達先	全市民、各事業所等、市内に在住する人すべて
6 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護 緊急対処事態対策本部	<p>電話：対策本部 0182-36-0261</p> <p>FAX：対策本部 0182-36-0261</p>

【パターン2-② 弾道ミサイル攻撃からの避難（NBC兵器の弾頭の場合）】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">屋内避難（弾道ミサイル・NBC兵器）</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	東北地方全域
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	<p>市対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめミサイル情報と危険性の周知を実施した。なお、同時にNBC兵器の可能性についても周知した。</p> <p>現時点での人的、物的被害なし。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難できるよう対応を周知徹底する。</p> <p>その際、住民に対し国からのJアラート放送、テレビ、ラジオ、エリアメール、インターネット等からの情報収集を呼びかける。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域（東北地方全域）
避難先と避難誘導の方針	<p>避難先は最寄りの堅牢な建物とするが、移動の手段又は時間的余裕がない場合は、自宅にとどまり窓から離れた場所とする。</p> <p>初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も発射のつど、国による警報が発令されることから、避難については初弾と同様に市民に伝達する。</p>

避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	警報発令から_____時間後
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	市消防本部、横手警察署は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図る。
連絡調整先	市国民保護計画参照
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 弾道ミサイルの着弾地域の予想は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。</p> <p>(2) ミサイル着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防、警察へ通報するよう住民に周知する。</p> <p>(3) NBC弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。</p> <p>①核兵器の場合</p> <p>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に出ない。 ・安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。 <p>(ウ) 放射性降下物による外部被爆、内部被爆を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風下を避け手袋、帽子、雨合羽等を着用することで外部被爆を抑制する。 ・内部被爆を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。 <p>(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。</p> <p>②生物兵器の場合</p> <p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。</p> <p>(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>③化学兵器の場合</p> <p>(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。</p> <p>(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、全ての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補</p>	

<p>強する。また、空調は停止させる。</p> <p>(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。</p> <p>(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内・車内にいる場合	
<p>(1) 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 近くに今いる建物より堅牢な建物ある場合は、より堅牢な建物へ避難する。</p> <p>(3) 電車内いる場合は、車内放送等で情報収集に当たるとともに乗務員の指示に従う。</p> <p>(4) 自動車運転中の場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がいない場合は電柱などの不安定な構造物を避けて、左側に停車する。むやみに車外へ出ないようにする。やむを得ず車を乗り捨てる場合は、キーを付けたままドアロックせず放置する。</p> <p>(5) 安全が確保されるまでむやみに建物の外に出ない。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 外出先においては、可能な限り、屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。</p> <p>(2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守って伏せること。</p> <p>(3) 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p> <p>(4) 時間に余裕がある場合は、穴を掘って簡易シェルターとする。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>(2) 警報が発令された場合は、Jアラート、エリアメール、及び防災ラジオからの緊急割込み放送により、住民に警報の発令を周知する。</p>
避難実施要領の伝達先	全市民、各事業所等、市内に在住する人すべて
8 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護 緊急対処事態対策本部	<p>電話：対策本部 0182-36-0261</p> <p>FAX：対策本部 0182-36-0261</p>

【パターン3 ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難】

避 難 実 施 要 領	
横 手 市 長	
年 月 日 分現在	
屋内避難（ゲリラ攻撃）	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇地区
実行の主体	武装グループ
事案の概要と被害状況	<p>〇〇地区で発生した大規模イベント会場への攻撃は、多数の死傷者を出し、さらに人的被害は拡大のおそれがある。</p> <p>武装グループの行動が不明のため、他地区での二次攻撃の可能性はある。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>県警察、自衛隊により攻撃の鎮静化を図っているが、武装グループの潜伏場所や勢力等正確な情報が入手できないため、突発的な不測事態の発生が懸念されるため、外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ない。</p> <p>県からの要請後、県警察・市消防等によりNBCが検知された場合、風向。風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。NBCの影響を考慮し、正確な情報が入手できるまで屋内に一時的に避難させる。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	武装グループの勢力・挙動が不明であることから、一時的に屋内避難を行う。必要があると判断された場合、当該

	施設から地域外避難を行う。 武装グループの潜伏位置が不明のため、避難誘導は武装警察官及び国民保護等派遣の自衛官が巡回し警備と同時に屋内への避難を呼びかける。
避難開始日時	事案発生覚知後直ちに
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察・自衛隊は武装グループの鎮圧と住民の安全確保を行う。 市消防は安全な地域で周辺住民の誘導及び屋内避難の呼びかけを行う。 県からの要請後、県警察、市消防はNBCの検知活動を行い、影響範囲を推定する。
連絡調整先	市国民保護計画参照
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 武装グループの潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあり、かつ屋内避難継続地域と地域外避難実施地域に区分される場合がある。</p> <p>(2) 屋内避難が長期化する場合、自宅等への個別避難住民に対する食料や生活必需品等の供給、要配慮者・入院患者への対応が困難となるため、安全確保を前提として、近隣の避難施設へ集団避難させる必要が生ずる。</p> <p>(3) 武装グループのNBC武器保有の可能性に対する配慮が必要である。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内にいる場合	
<p>(1) 玄関や窓に鍵をかけ、武装グループの侵入を防止する。</p> <p>(2) テレビやラジオ、インターネット等からの情報に注意し、正確な情報の入手に努め、安易な判断で外出しない。</p> <p>(3) エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い外気の侵入を遮断する。（NBC対策）</p> <p>(4) 状況により地域外への避難が考えられるため、避難に必要な貴重品や身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 事案発生地域への移動を極力避ける。また、不審な人物を見かけた際は接触せず、直ちに警察に連絡する。</p> <p>(2) 県警察、市消防等の指示に従い、安全な屋内に避難する。</p> <p>(3) 移動の際は風下への避難を避け、風向きと垂直方向よりも風上へ移動する。（NBC対策）</p> <p>(4) 現場付近でめまいや吐き気など体調不良を感じた場合は直ちに市消防等に連絡する。</p>	

5 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領を伝達する。ただし、武装グループの潜伏予想地域等危険な地域における巡回広報は、武装警官や国民保護等派遣の自衛官に依頼する。</p> <p>(2) 地域外への避難が必要となる場合についても同様の手段により避難実施要領を伝達する。</p>				
避難実施要領の伝達先	全市民、各事業所等、市内に在住する人すべて				
6 緊急時の連絡先					
横手市 国民保護 緊急処理事態対策本部	<table> <tr> <td>電話：対策本部</td> <td>0182-36-0261</td> </tr> <tr> <td>FAX：対策本部</td> <td>0182-36-0261</td> </tr> </table>	電話：対策本部	0182-36-0261	FAX：対策本部	0182-36-0261
電話：対策本部	0182-36-0261				
FAX：対策本部	0182-36-0261				

【パターン4-① 航空攻撃からの避難（兆候を事前に察知できる場合）】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">域外避難</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇方面
実行の主体	外国籍軍
事案の概要と被害状況	<p>〇〇日前から首都圏を中心に外国籍軍の航空機による攻撃が続いており、その標的は首都圏から主要都市への攻撃が予想される。更にその攻撃範囲が拡大した場合、東北地方にも影響が及ぶおそれがある。当市が直接攻撃対象となることは考えにくいですが、自衛隊との交戦の末に墜落又はミサイル等が誤って落下することが考えられるため、安全地域への広域避難を検討する必要がある。</p> <p>現時点での人的、物的被害なし。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>全国的な対応が必要なため、国及び秋田県の指示に従う。</p> <p>避難が必要になった際にすぐに避難を開始できるよう全市民に避難準備を呼びかける。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	<p>市で指定した駅又は施設へは徒歩で移動する。その後の交通手段等の避難方法については、市で指示する。</p> <p>徒歩での移動が困難な要配慮者については、自家用車での避難を認めることとする。</p>

	<p>夜間や悪天時など避難に危険が伴う状況の場合、地域の地区交流センター等に一時待機する。</p> <p>市対策本部は、避難住民の誘導に関し、横手警察署及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密に連携する。</p> <p>市は全員の避難終了まで、誘導を行う。</p> <p>避難の単位は、可能な限り自治会又は事業所単位等とする。</p> <p>避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などは必要に応じ、住民に協力を求める。</p>			
避難開始日時	国又は秋田県の指示があり次第即時			
避難完了予定日時	避難開始から_____時間後			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察：主要道路での交通規制と誘導 ・ 市消防：消防本部 重症患者の転院及び避難時負傷した住民への救護等対応 ：消防団 地域住民への避難の呼びかけ・誘導 ・ 鉄道、バス事業者：住民の移送 ・ 自衛隊：住民の移送 ・ 市所有バス、スクールバス：住民の移送 			
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部：市職員 名を派遣 ・ 現地調整所：市職員 名を派遣 			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（除染の必要性等）	県・国及び自衛隊等へ要請等			
地域の特性	高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間を要する。要配慮者の移送手段等と併せて、地域への協力を依頼する。			
時期（季節）による特性	特に積雪寒冷時の移送手段の確保等			
4 要避難地域及び避難先地域				
区分	要避難地域	要避難者数	避難先地域名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3		人		人
4		人		人
5		人		人
6		人		人
7		人		人

5 職員の配置方法	
配置場所	各避難所等 ○○小学校△△中学校□□センター
所属・人数	_____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名
県対策本部	_____部（局） _____課・室 _____名
現地調整所	_____部（局） _____課・室 _____名
6 残留者の確認方法	
確認者	・市職員 : _____ ・消防職員 : _____
時期	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分
確認場所	各戸
方法	戸別訪問を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。その際、玄関扉に確認済みがわかるようマークする。 要配慮者、特に難聴者を確認する場合は地域の支援者の協力を得て実施する。
措置	残留者に対し避難するよう求める
終了予定時刻	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分
7 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	_____部（局） _____課・室 _____部（局） _____課・室 _____部（局） _____課・室
8 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護	電話：対策本部 0182-36-0261
緊急対処事態対策本部	FAX：対策本部 0182-36-0261

【パターン4-② 航空攻撃からの避難（兆候を事前に察知できない場合）】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">域外避難</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇方面
実行の主体	外国籍軍
事案の概要と被害状況	<p>市対策本部長は、航空攻撃の兆候があることから、領空に侵入された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめ航空攻撃の情報と危険性の周知を実施した。なお、同時にNBC兵器の可能性についても周知した。</p> <p>現時点での人的、物的被害_____。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>領空に侵入された場合、速やかに対象地域の情報を国、県から入手し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難できるよう対応を周知徹底する。</p> <p>その際、住民に対し、国からのJアラート放送、テレビ、ラジオ、エリアメール、インターネット等からの情報収集を呼びかける。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	<p>避難先は最寄りの堅牢な建物とするが、移動の手段又は時間的余裕がない場合は、自宅にとどまり窓から離れた場所とする。</p> <p>一次攻撃以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も、国による警報が発令されることから、避難についても同様に市民へ伝達する。</p>
避難開始日時	警報発令時

避難完了予定日時	警報発令から_____時間後
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部：市職員 名を派遣 ・ 現地調整所：市職員 名を派遣
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 攻撃目標の予想は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。</p> <p>(2) 不審な爆発音を聞いた場合、市、消防、警察へ通報するよう住民に周知する。</p> <p>(3) NBC兵器が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。</p> <p>①核兵器の場合</p> <p>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。 ・安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。 <p>(ウ) 放射性降下物による外部被爆、内部被爆を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風下を避け手袋、帽子、雨合羽等を着用することで外部被爆を抑制する。 ・内部被爆を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。 <p>(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。</p> <p>②生物兵器の場合</p> <p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。</p> <p>(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>③化学兵器の場合</p> <p>(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。</p> <p>(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、全ての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。</p>	

<p>(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。</p> <p>(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。</p>	
事態の特性 (除染の必要性等)	県・国及び自衛隊等へ要請等
地域の特性	高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間を要する。要配慮者の移送手段等と併せて、地域への協力を依頼する。
時期 (季節) による特性	特に積雪寒冷時の移送手段の確保等
4 住民の行動 (基本事項)	
4-1 屋内・車内にいる場合	
<p>(1) 直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 近くに今いる建物より堅牢な建物ある場合は、より堅牢な建物へ避難する。</p> <p>(3) 電車内いる場合は、車内放送等で情報収集に当たるとともに常務員の指示に従う。</p> <p>(4) 自動車運転中の場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がない場合は電柱などの不安定な構造物を避けて、左側に停車する。むやみに車外へ出ないようにする。やむを得ず車を乗り捨てる場合は、キーを付けたままドアロックせず放置する。</p> <p>(5) 安全が確保されるまでむやみに建物の外に出ない。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 外出先においては、可能な限り、屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。</p> <p>(2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守って伏せること。</p> <p>(3) 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p> <p>(4) 時間に余裕がある場合は、穴を掘って簡易シェルターとする。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>(2) 警報が発令された場合は、Jアラート、エリアメール、及び防災ラジオからの緊急割込み放送により、住民に警報の発令を周知する。</p>
6 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護 緊急対処事態対策本部	<p>電話：対策本部 0182-36-0261</p> <p>FAX：対策本部 0182-36-0261</p>

【パターン5 - ① 可燃性ガス貯蔵所等の爆破からの避難】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">域外避難</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇地区
実行の主体	武装工作員
事案の概要と被害状況	<p>拘束された武装工作員の供述により、〇〇ガス貯蔵施設を爆破する可能性が判明した。爆破した場合、周辺住民に多大な被害のおそれがある。</p> <p>現時点での人的、物的被害なし。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>〇〇ガス貯蔵施設は市の市街地にあり、仮に爆破した場合に周辺住民に多大な被害が予想される。</p> <p>拘束された武装工作員からは、爆破予告施設名の情報もなく、爆破目的、爆破時間、勢力等の情報把握は不可能であることから、突発的な不測事態の発生が懸念される。</p> <p>周辺住民に対し、直ちに避難するよう呼びかける。</p> <p>風向、風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	周辺住民（半径〇〇キロ圏内）
避難先と避難誘導の方針	<p>武装工作員の情報が不十分のため、直ちに、警察・消防の避難誘導で、安全な地域に避難する。併せて、移動手段のない住民に対し、市の公用バス等による避難を実施する。</p>
避難開始日時	事案発生情報入手後直ちに
避難完了予定日時	年 月 日 時 分

2-3 関係機関の措置等				
措置の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察：主要道路での交通規制と誘導 ・ 市消防：消防本部 周辺住民への避難の呼びかけ・誘導 ・ 市所有バス、スクールバス：住民の移送 		
連絡調整先		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部：市職員 名を派遣 ※状況により ・ 現地調整所：市職員 名を派遣 ※状況により 		
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（消火活動等）		県・国等へ要請等（県内消防援助隊等）		
地域の特性		高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間を要する。要配慮者の移送手段等と併せて、地域への協力を依頼する。		
時期（季節）による特性		特に積雪寒冷時の移送手段の確保等		
4 要避難地域及び避難先地域				
区分	要避難地域	要避難者数	避難先地域名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3		人		人
4		人		人
5		人		人
6		人		人
7		人		人
8		人		人
9		人		人
10		人		人
5 職員の配置方法				
配置場所		各避難所等 ○○小学校△△中学校□□センター		
所属・人数		_____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名		
県対策本部 ※状況により		_____部（局） _____課・室 _____名		
現地調整所 ※状況により		_____部（局） _____課・室 _____名		

6 残留者の確認方法	
確認者	・市職員 : _____ ・消防職員 : _____
時期	年 月 日 時 分
確認場所	各戸
方法	戸別訪問を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。その際、玄関扉に確認済みがわかるようマークする。 要配慮者、特に難聴者を確認する場合は地域の支援者の協力を得て実施する。
措置	残留者に対し避難するよう求める
終了予定時刻	年 月 日 時 分
7 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	_____部(局) _____課・室 _____部(局) _____課・室 _____部(局) _____課・室 _____部(局) _____課・室 _____部(局) _____課・室
8 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護 緊急対処事態対策本部	電話 : 対策本部 0182-36-0261 FAX : 対策本部 0182-36-0261

【パターン5 - ② ダムの破壊からの避難避難】

避 難 実 施 要 領	
横 手 市 長	
年 月 日 分現在	
域外避難	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	大松川ダム
実行の主体	近隣の〇〇ダムを破壊した武装工作員
事案の概要と被害状況	拘束された武装工作員の供述により、大松川ダムを破壊する可能性が判明した。破壊された場合、周辺住民に多大な被害のおそれがある。 現時点での人的、物的被害なし。
今後の予測・影響と措置	大松川ダムは山内大松川地区にあり、仮に破壊された場合は周辺住民に多大な被害が予想される。被害予想地域は、大松川ダム決壊洪水予想範囲と想定し、松川、横手川流域、山内小松川地区から黒川地区に及ぶ。 当該流域周辺住民に対し、直ちに河川から離れた場所に避難するよう呼びかける。 また、警察等により国道 107 号線、周辺道路の通行規制を実施する。
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	松川、横手川流域周辺住民
避難先と避難誘導の方針	武装工作員の情報が不十分のため、直ちに、警察・消防の避難誘導で、安全な地域に避難する。併せて、移動手段のない住民に対し、市の公用バス等による避難を実施する。
避難開始日時	事案発生情報入手後直ちに
避難完了予定日時	年 月 日 時 分

2-3 関係機関の措置等				
措置の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察：主要道路での交通規制と誘導及び警戒 ・ 自衛隊：住民の移送及び警戒 ・ 市消防：消防本部 周辺住民への避難の呼びかけ・誘導 ・ 市所有バス、スクールバス：住民の移送 		
連絡調整先		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部：市職員 名を派遣 ※状況により ・ 現地調整所：市職員 名を派遣 ※状況により 		
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（救助活動等）		県・国等へ要請等（県内消防援助隊等）		
地域の特性		高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間を要する。要配慮者の移送手段等と併せて、地域への協力を依頼する。		
時期（季節）による特性		特に積雪寒冷時の移送手段の確保等		
4 要避難地域及び避難先地域				
区分	要避難地域	要避難者数	避難先地域名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3		人		人
4		人		人
5		人		人
5 職員の配置方法				
配置場所		各避難所等 ○○小学校△△中学校□□センター		
所属・人数		_____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名 _____部（局） _____課・室 _____名		
県対策本部 ※状況により		_____部（局） _____課・室 _____名		
現地調整所 ※状況により		_____部（局） _____課・室 _____名		
6 残留者の確認方法				
確認者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員： _____ ・ 消防職員： _____ 		
時期		年 月 日 時 分		
確認場所		各戸		
方法		戸別訪問を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断する。その際、玄関扉に確認済みがわかるようマークする。 要配慮者、特に難聴者を確認する場合は地域の支援者の協力を得て実施する。		

措置	残留者に対し避難するよう求める
終了予定時刻	年 月 日 時 分
7 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	_____部（局） _____課・室 _____部（局） _____課・室 _____部（局） _____課・室
8 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護	電話：対策本部 0182-36-0261
緊急対処事態対策本部	FAX：対策本部 0182-36-0261

【パターン6 集客施設等への攻撃からの避難】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">屋内避難（集客施設等攻撃）</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇地区
実行の主体	武装グループ
事案の概要と被害状況	<p>〇〇地区で発生した大規模イベント会場への攻撃は、多数の死傷者を出し、さらに人的被害は拡大のおそれがある。</p> <p>武装グループの行動が不明のため、他地区での二次攻撃の可能性はある。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>県警察、自衛隊により攻撃の鎮静化を図っているが、武装グループの潜伏場所や勢力等正確な情報が入手できないため、突発的な不測事態の発生が懸念されるため、外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ない。</p> <p>県からの要請後、県警察・消防等によりNBCが検知された場合、風向、風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。NBCの影響を考慮し、正確な情報が入手できるまで屋内に一時的に避難させる。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	<p>武装グループの勢力・挙動が不明であることから、一時的に屋内避難を行う。必要があると判断された場合、当該施設から地域外避難を行う。</p> <p>武装グループの潜伏位置が不明のため、避難誘導は武装警察官及び国民保護等派遣の自衛官が巡回し警備と同時に屋内への避難を呼びかける。</p>

避難開始日時	事案発生覚知後直ちに
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>警察・自衛隊は武装グループの鎮圧と住民の安全確保を行う。</p> <p>市消防は安全な地域で周辺住民の誘導及び屋内避難の呼びかけを行う。</p> <p>県からの要請後、県警察、市消防はNBCの検知活動を行い、影響範囲を推定する。</p>
連絡調整先	市国民保護計画参照
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 武装グループの潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあり、かつ屋内避難継続地域と地域外避難実施地域に区分される場合がある。</p> <p>(2) 屋内避難が長期化する場合、自宅等への個別避難住民に対する食料や生活必需品等の供給、要配慮者・入院患者への対応が困難となるため、安全確保を前提として、近隣の避難施設へ集団避難させる必要が生ずる。</p> <p>(3) 武装グループのNBC武器保有の可能性に対する配慮が必要である。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内にいる場合	
<p>(1) 玄関や窓に鍵をかけ、武装グループの侵入を防止する。</p> <p>(2) テレビやラジオ、インターネット等からの情報に注意し、正確な情報の入手に努め、安易な判断で外出しない。</p> <p>(3) エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い外気の侵入を遮断する。(NBC対策)</p> <p>(4) 状況により地域外への避難が考えられるため、避難に必要な貴重品や身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 事案発生地域への移動を極力避ける。また、不審な人物を見かけた際は接触せず、直ちに警察に連絡すること。</p> <p>(2) 県警察、消防等の指示に従い、安全な屋内に避難する。</p> <p>(3) 移動の際は風下への避難を避け、風向きと垂直方向よりも風上へ移動する。(NBC対策)</p> <p>(4) 現場付近でめまいや吐き気など体調不良を感じた場合は直ちに市消防等に連絡する。</p>	

5 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領を伝達する。ただし、武装グループの潜伏予想地域等危険な地域における巡回広報は、武装警官や国民保護等派遣の自衛官に依頼する。</p> <p>(2) 地域外への避難が必要となる場合についても同様の手段により避難実施要領を伝達する。</p>				
避難実施要領の伝達先	全市民、各事業所等、市内に在住する人すべて				
6 緊急時の連絡先					
横手市 国民保護 緊急処理事態対策本部	<table> <tr> <td>電話：対策本部</td> <td>0182-36-0261</td> </tr> <tr> <td>FAX：対策本部</td> <td>0182-36-0261</td> </tr> </table>	電話：対策本部	0182-36-0261	FAX：対策本部	0182-36-0261
電話：対策本部	0182-36-0261				
FAX：対策本部	0182-36-0261				

【パターン7 生物剤、化学剤による攻撃からの避難】

<p>避 難 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">横 手 市 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 分現在</p> <p style="text-align: center;">域外避難</p>	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	中心市街地
実行の主体	武装グループ
事案の概要と被害状況	<p>市対策本部長は、航空攻撃等による化学剤・生物剤を用いた爆発の可能性が高い情報を入手したため、あらかじめ航空攻撃の情報と危険性の周知を実施した。</p> <p>市街地で爆発が発生した場合の対応について周知した。</p> <p>現時点での人的、物的被害_____。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>爆発が発生した市街地住民に対し、直ちに堅牢な建物などの屋内に避難するよう呼びかける。</p> <p>その際、住民に対し、国からのJアラート放送、テレビ、ラジオ、エリアメール、インターネット等からの情報収集も呼びかける。</p>
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	<p>避難先は最寄りの堅牢な建物するが、移動の手段又は時間的余裕がない場合は、自宅にとどまり窓から離れた場所とする。</p> <p>生物剤・化学剤を用いた可能性が高いため、周辺住民は爆発が収まった後、直ちに爆発現場から離れ、屋内など密閉性の高い建物に避難するよう呼びかける。</p>
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	警報発令から_____時間後

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部：市職員 名を派遣 ・ 現地調整所：市職員 名を派遣
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 攻撃目標の予想は困難であることや、突発的な着弾に備えて、できるだけ外出は避け、堅牢な建物に避難する。</p> <p>(2) 不審な爆発音を聞いた場合、市、消防、警察へ通報するよう住民に周知する。</p> <p>(3) 生物・化学剤が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。</p> <p>①生物兵器（剤）の場合</p> <p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。</p> <p>(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>②化学兵器（剤）の場合</p> <p>(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。</p> <p>(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、全ての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。</p> <p>(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。</p> <p>(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。</p>	
事態の特性（除染の必要性等）	県・国及び自衛隊等へ要請等
地域の特性	高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間を要する。要配慮者の移送手段等と併せて、地域への協力を依頼する。
時期（季節）による特性	特に積雪寒冷時の移送手段の確保等

4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内・車内にいる場合	
<p>(1) 直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 近くに今いる建物より堅牢な建物ある場合は、より堅牢な建物へ避難する。</p> <p>(3) 電車内にいる場合は、車内放送等で情報収集に当たるとともに乗務員の指示に従う。</p> <p>(4) 自動車運転中の場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がいない場合は電柱などの不安定な構造物を避けて、左側に停車する。むやみに車外へ出ないようにする。やむを得ず車を乗り捨てる場合は、キーを付けたままドアロックせず放置する。</p> <p>(5) 安全が確保されるまでむやみに建物の外に出ない。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 外出先においては、可能な限り、屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。</p> <p>(2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守って伏せること。</p> <p>(3) 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>(2) 警報が発令された場合は、Jアラート、エリアメール、及び防災ラジオからの緊急割込み放送により、住民に警報の発令を周知する。</p>
6 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護 緊急対処事態対策本部	<p>電話：対策本部 0182-36-0261</p> <p>FAX：対策本部 0182-36-0261</p>

【パターン8 交通機関（航空機等）による自爆テロからの避難】

避 難 実 施 要 領	
横 手 市 長	
年 月 日 分現在	
屋内避難	
1 県からの「避難指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	〇〇方面
実行の主体	テロ組織
事案の概要と被害状況	テロ組織によってハイジャックされた民間航空機が太平洋から日本海に向けた航路に変更、秋田県上空を通過もしくは墜落する可能性がある。 現時点での人的、物的被害なし。
今後の予測・影響と措置	全国的な対応が必要なため、国及び秋田県の指示に従う。 時間的余裕がない場合は、全市民に屋内避難を呼びかけ、安全を確認する。
気象の状況	天候_____気温_____℃ 風向_____風速_____m
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民を徒歩で指定避難施設もしくは堅牢な建物内へ避難させる。 特に移動が困難な要配慮者については、避難の援助など必要に応じ、住民に協力を求める。 夜間や悪天時など避難に危険が伴う状況又は、時間的余裕がない場合、自宅で一時待機する。 市対策本部は、避難住民の誘導に関し、横手警察署及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密に連携する。 市は全員の避難終了まで、誘導を行う。
避難開始日時	国又は秋田県の指示があり次第即時
避難完了予定日時	避難開始から_____時間後

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察：主要道路での交通規制と誘導 ・ 市消防：消防本部 重症患者の転院及び避難時負傷した住民への救護等対応 ：消防団 地域住民への避難の呼びかけ・誘導 ・ 自衛隊：連携・協力
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部：市職員 名を派遣 ・ 現地調整所：市職員 名を派遣 ・ その他関係機関：道路管理者
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<p>県・国及び自衛隊等へ要請等 航空機の飛行経路が不明確であるため、情報収集を行う必要がある。</p>
地域の特性	<p>高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間を要する。要配慮者の移送手段等と併せて、地域への協力を依頼する。</p>
時期（季節）による特性	<p>特に積雪寒冷時の移送手段の確保等</p>
4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内・車内にいる場合	
<p>(1) 直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>(2) 近くに今いる建物より堅牢な建物ある場合は、より堅牢な建物へ避難する。</p> <p>(3) 電車内いる場合は、車内放送等で情報収集に当たるとともに常務員の指示に従う。</p> <p>(4) 自動車運転中の場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がない場合は電柱などの不安定な構造物を避けて、左側に停車する。むやみに車外へ出ないようにする。やむを得ず車を乗り捨てる場合は、キーを付けたままドアロックせず放置する。</p> <p>(5) 安全が確保されるまでむやみに建物の外に出ない。</p>	
4-2 屋外にいる場合	
<p>(1) 外出先においては、可能な限り、屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。</p> <p>(2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守って伏せること。</p> <p>(3) 攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p> <p>(4) 時間に余裕がある場合は、穴を掘って簡易シェルターとする。</p>	

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 市及び関係機関は防災ラジオ、防災行政無線、安全安心メール、市ホームページ、各種SNS、広報車等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>(2) 警報が発令された場合は、Jアラート、エリアメール、及び防災ラジオからの緊急割込み放送により、住民に警報の発令を周知する。</p>
6 緊急時の連絡先	
横手市 国民保護 緊急処理事態対策本部	<p>電話：対策本部 0182-36-0261</p> <p>FAX：対策本部 0182-36-0261</p>

避難誘導における留意点

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう必要がある。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導にあたっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容(特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況)、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態

の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整にあたる必要がある。

- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を「連絡員」として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあたっては、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り情報提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなる（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者の措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

方式	内容	問題点
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し避難行動要支援者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等を細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせず取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉部局と防災部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等を細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「避難行動要支援者の避難支援ガイドラインより」

5. 安全かつ一定程度の規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
 - ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
 - ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供(例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供)は、大きな効果を生む。
(参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で強化する取組が高く評価されている。
平成17年の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。)
- このため、各地域において、こうした取組を行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組の促進

- 災害時では「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に言われており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
 - 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
 - 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組は、緊急時に一定の方向に人々の行動を結束させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。
- ・ 爆発音を聞いた直後は低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
 - ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
 - ・ 近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
 - ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より」